

生活福祉資金（教育支援資金）

平成28年10月改訂

低所得世帯に属する方が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。以下「高等学校」という。）、大学（短期大学及び専修学校の専門課程を含む。）又は高等専門学校への入学に際し必要な経費及び就学するのに必要な経費をお貸しする制度です。

**1 貸付対象**

修学に必要な資金を、本制度以外から借りることが困難な方（低所得世帯）

**2 貸付の要件**

**(1) 他制度の利用優先（併用不可）**

ア この貸付制度は、北九州市奨学資金の貸付制度・福岡県高等学校奨学金の貸付制度・日本学生支援機構奨学金の貸付制度、日本政策金融公庫（教育ローン）・銀行（学資ローン）等の金融機関など、他の制度での貸付を受けることが困難な方を対象としています。これらの他の制度に申込可能な方については、まずそちらにお申込みください。

イ また、母子・父子世帯の方は「母子・父子・寡婦福祉資金」（各区役所子ども家庭相談コーナー）にもご相談ください。

**(2) 他の奨学金内定（決定）者に対する教育支援資金の貸付について**

原則、他の奨学金交付までのつなぎ資金としての借入申込みとします。

ア 貸付額は就学支度費と教育支援費（6月以内）とします。

イ 他の奨学金初回交付（6月頃）において生じる重複の不要残額は、本会あて速やかに償還することになります。

**(3) 所得基準**

前年度の所得にかかる市町村民税が非課税程度の世帯。ただし、世帯の状況に応じて貸付けを行います。

**(4) 居住地**

住民票に記載された住所で実際に生活している方が対象となります。

**(5) 連帯借受人**

ア 連帯借受人については、原則、借受人が就学中に属する世帯の生計中心者ですが、通学の関係等で親の親戚の家に住み、親の扶養に入っている場合は、下宿等と同じ扱いとし、親の居住地での申請となります。

イ 連帯借受人を立てた場合には、原則として連帯保証人は不要です。この場合、貸付金の利率は連帯保証人を立てたものとみなし、無利子とします。

**3 貸付限度額**

	学校区分	貸付限度額
就学支度費		500,000円以内
教育支援費	高等学校	月額35,000円以内（※月額52,500円以内）
	高等専門学校・短期大学（専修学校専門課程を含む）	月額60,000円以内（※月額90,000円以内）
	大学（大学院は対象外）	月額65,000円以内（※月額97,500円以内）

※ 特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍（カッコ内）の額まで貸付可能です。

**4 償還期限**

- (1) 卒業後6ヶ月の据置期間経過後、20年以内。
- (2) 期限までに償還しなかった場合には、年5.0%の延滞利子が発生します。

**5 貸付対象となる費用について**

- (1) 就学支度費
  - ・入学金、教科書・副読本購入費、制服・カバン等購入費
- (2) 教育支援費
  - ・授業料・校納金等、修学旅行費、通学定期券代

**6 高等学校授業料等滞納分の借入申込について（平成25年2月新設）**

- (1) 現に高等学校に在学中であること。
- (2) 授業料等を滞納したことについてやむを得ない理由があること。
- (3) 過去に滞納している授業料など、教育支援資金の対象経費であり、借受世帯が直接学校に支払うべきものであること。
- (4) 貸付金額は、月額35,000円以内
  - ※ 特に必要と認める場合に限り、貸付上限額の1.5倍（52,500円以内）まで貸付可能。

**7 借入申込みの手順**

- (1) 借入申込書等に必要事項記入の後は、書類一式を北九州市社会福祉協議会（ウエルとばた8F）に提出して下さい。
- (2) 借入申込書類一式提出後、速やかに、あなたの地区の担当民生委員に教育支援資金借入申込みに至った経緯・理由などを詳しく説明して下さい。

民生委員名		電話番号	
住所			

**8 留意事項**

- (1) 教育支援資金を借受けて修学するという意思を確認するため、借受人を必ず伴い来所させてください（教育支援資金を借りることを、お子さんが知らされていない場合があるため）。
- (2) 既に支払済みの経費については、貸付対象になりません。

**9 借入申込時に提出する書類等**

- ① 教育支援資金借入申込書（市社協で本人が記入する）
- ② 同意書（市社協で本人が記入する）
- ③ 教育支援資金の借入申込に伴う誓約書（市社協で本人が記入する）
- ④ 本人確認書類（生徒証・運転免許証・健康保険証・個人番号カード・住民基本台帳カード、身体障害者手帳等）
- ⑤ 住民票（3ヶ月以内発行分で、世帯全員、本籍地、続柄が記載されているもの）
- ⑥ 取得できる最新の所得課税証明書
- ⑦ 世帯全員の直近の収入状況がわかる書類（給与明細・通帳写・公的給付支給証明書等）
- ⑧ 民生委員調査書（市社協から民生委員に作成依頼します）
- ⑨ 福祉事務所意見書（生活保護世帯の方は、担当ケースワーカーに作成依頼して下さい）
- ⑩ 合格証
- ⑪ 在学証明書
- ⑫ 費用明細（学費・定期券代等）
- ⑬ 印鑑（シャチハタ不可）

※ 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。

**お問い合わせ**

北九州市社会福祉協議会 生活福祉資金相談コーナー  
 北九州市戸畑区汐井町1番6号（ウエルとばた8F） TEL 093-882-4405  
 相談受付時間 9:00~12:00、13:00~16:30  
 （土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く）

・全学年  
 ・他の奨学金と受けられない人  
 ・貸付型  
 ・随時申込